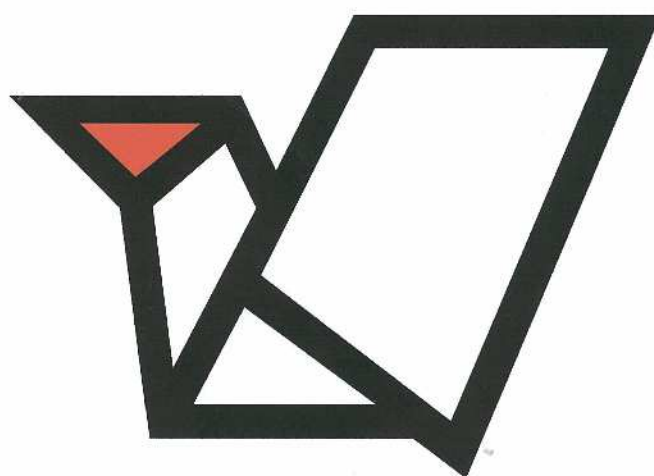


令和4年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



令和4年9月2日

令和4年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

令和4年9月2日（金曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時議長の選出	3
開会	3
広域連合長開会挨拶	3
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
副議長の選挙	5
議会運営委員会委員の選任	6
休憩	6
再開	6
正副委員長互選の報告	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	
・例月現金出納検査（令和3年12月分から令和4年4月分まで）の結果について	7
一般質問	
・花上喜代志議員	7
・上地広域連合長	9
・白井正子議員	11
・上地広域連合長	13
報告第1号 令和3年度債権放棄の報告について	
・谷口事務局長	14
報告第2号 専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例）	
・谷口事務局長	14
議案上程	
議案第9号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	15
採決	15
認定第1号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第2号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	

提案理由説明

・谷口事務局長	16
議案関連質疑(認定第2号)	
・白井正子議員	17
・上地広域連合長	18
反対討論(認定第1号)	
・白井正子議員	19
賛成討論(認定第1号)	
・寺田弘子議員	19
採決(認定第1号)	20
採決(認定第2号)	20
同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求める ことについて	
提案理由説明	
・谷口事務局長	20
採決	21
陳情第3号 10月からの後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施 の中止または延期を求める意見書提出の陳情	
陳情第4号 後期高齢者医療の健康診査の健診項目に、聴力検査を加えることを求 める意見書提出の陳情	
議会運営委員会へ付託	21
休憩	21
再開	21
委員長報告	21
賛成討論(陳情第3号)	
・白井正子議員	22
採決(陳情第3号)	22
賛成討論(陳情第4号)	
・白井正子議員	22
採決(陳情第4号)	23
閉会中継続審査	23
議決事件の字句及び数字等の整理	23
広域連合長閉会挨拶	23
閉会	24
議決結果等	25
会議録署名	25

(資料)

- 定例会資料
- ・議案書
 - ・歳入歳出決算書及び附属書類
 - ・主要施策の成果説明書
 - ・歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書

- 議案説明資料
- ・議案説明資料

- 議場配付資料①
- ・議事日程表(第1号)
 - ・議事日程表(第2号)
 - ・議会運営委員会委員名簿(案)

- ・議席表
- ・諸般の報告
- ・質問発言通告表
- ・監査委員の選任について
- ・陳情文書表及び陳情書

- 議場配付資料②
- ・委員会付託事件審査報告書
 - ・議事日程表（追加）
 - ・継続審査申出書

○議事日程・場所

令和4年9月2日 午後2時30分 開会

於：かながわ労働プラザ 3階多目的ホール

- 日程第 1 . 臨時議長の選出
- 日程第 2 . 広域連合長挨拶
- 日程第 3 . 仮議席の指定
- 日程第 4 . 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 5 . 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 6 . 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 . 議席の指定
- 日程第 8 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 9 . 会期の決定
- 日程第 10 . 諸般の報告
- 日程第 11 . 一般質問
- 日程第 12 . 報告第1号 令和3年度債権放棄の報告について
- 日程第 13 . 報告第2号 専決処分の報告について(神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例)
- 日程第 14 . 議案第9号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 . 認定第1号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 . 認定第2号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 . 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 18 . 陳情第3号 10月からの後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施の中止または延期を求める意見書提出の陳情
- 日程第 19 . 陳情第4号 後期高齢者医療の健康診査の健診項目に、聴力検査を加えることを求める意見書提出の陳情
- 日程第 20 . (追加) 閉会中継続審査

○付議事件

- 議案第9号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 認定第1号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第3号 10月からの後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施の中止または延期を求める意見書提出の陳情
- 陳情第4号 後期高齢者医療の健康診査の健診項目に、聴力検査を加えることを求める意見書提出の陳情

○出席議員（20人）

1番	磯部 圭太	11番	関沢 敏行
2番	伏見 幸枝	12番	寺田 弘子
3番	梶尾 明	13番	納所 輝次
4番	花上 喜代志	14番	有賀 正義
5番	尾崎 太	15番	佐藤 貴子
6番	行田 朝仁	16番	篠原 弘
7番	白井 正子	17番	井上 武
8番	末永 直	18番	中村 一夫
9番	河野 ゆかり	19番	吉田 敏郎
10番	鈴木 朋子	20番	山本 俊明

○説明のため出席した者

広域連合長	上地 克明
事務局長	谷口 千尋
企画課長	海老塚 孝之
保健事業担当課長	前村 里美
資格保険料課長	今井 ゆき
給付課長	増島 儀行

○職務のため出席した者

書記長	光山 秀秋
書記	後藤 伸一
書記	大貫 瞳
書記	岡本 良
書記	佐藤 千鶴

【臨時議長の選出】

○事務局長（谷口 千尋君）

皆様、こんにちは。事務局長の谷口でございます。

定刻となりましたので、お手元に配付しました議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号より、日程第 1、臨時議長の選出に入らせていただきます。

本日は、当広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます花上喜代志議員に臨時議長をお願いいたします。それでは花上議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

○臨時議長（花上 喜代志君）

皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、横浜市会の花上喜代志でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いいたします。それでは、着席して議事を進めたいと思いますので、御了解いただきたいと思っております。

ただいまの出席議員は、20名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和 4 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号により、順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長開会挨拶】

○臨時議長（花上 喜代志君）

それでは、日程第 2、広域連合長挨拶を行います。

広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地 克明君）

広域連合長の上地でございます。本定例会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

まずは本日、議員の皆さま方におかれましては、当広域連合議会定例会への御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。皆様がそれぞれの所属されている自治体の議会においても、9月議会の会期中であり、大変お忙しい中で御出席いただいていることと思っております。ぜひ本日は、それぞれの自治体で培われた皆様の知見をお借りしながら、実りある定例会としたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げる次第です。

さて、目下の健康保険上の課題は、やはり新型コロナウイルスへの対応だと思っています。新規感染者数は減少傾向にあるとのことですが、未だ高止まりしており、感染防止対策の継続が必要な状況であり、神奈川県において発出されていた新型コロナウイルス対策のかなかわB A・5対策強化宣言の適用期間も9月末まで延長されております。これまでの2年半以上にわ

たるコロナへの対応の中で、私たちはワクチンをはじめ様々な対応策が可能となりました。一方で、特に高齢者の方の重症化リスクは、現在でも最も憂慮しなければならないことであり、その医療システムを支える当広域連合の役割は非常に大きいものと感じております。すでに一部の高齢者の方の中には、コロナを過度に心配され、外出自粛や閉じこもりなどご自身の健康上のリスクを高めてしまう事象も発生しております。このため当広域連合といたしましては、保険者として、引き続きコロナ禍における被保険者の健康の維持、増進にも努めてまいり所存です。

また、国においては、全ての世代の安心を支える全世代型社会保障改革が進められているところであり、いよいよこの10月からは一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担がこれまでの1割から2割に変わることとなります。当広域連合といたしましても、混乱をきたすことの無いよう、国や県、市町村との連携を密にしながら着実に準備を進めているところです。これからも被保険者の皆さまが日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に努めてまいりたいと存じます。

本日の議会定例会では、令和3年度一般会計、特別会計の決算認定議案などを上程しております。皆様にはよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【仮議席の指定】

○臨時議長（花上 喜代志君）

これより会議に入ります。

日程第3、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（花上 喜代志君）

次に、日程第4、選挙第1号、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第10条第1項の規定により、行うものがございます。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

当広域連合議会議長に 河野ゆかり議員を指名いたします。

これにより、河野議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって河野ゆかり議員が、議長に当選されました。

河野議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。それでは、河野議長、議長席をお願いいたします。

○議長（河野 ゆかり君）

ただいま、皆様方より御推挙いただきまして、議長という要職につかせていただくことになりました河野ゆかりでございます。皆様方の御指導と御協力を得ながら、議会の運営を円滑に行っていくよう、努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、議事進行中のマスクの着用や、会場入口の消毒の設置など、通常と異なる対応下での開催となっております。皆さまには、簡潔な質問及び答弁に努めていただくなど、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【副議長の選挙】

○議長（河野 ゆかり君）

それでは、お手元に配付しました議長配付資料①の2ページの議事日程表第2号により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

それでは、日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名推選することに決定いたしました。

当広域連合議会の副議長に、山本俊明議員を指名いたします。これにより、山本議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって山本俊明議員が、副議長に当選されました。

山本議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました山本副議長から、御挨拶をお願いいたします。

山本俊明副議長。

○副議長（山本 俊明君）

ただいま御指名をいただきました、山本俊明でございます。副議長の要職につくことになりましたことは、光栄に存ずるとともに、その責任の重さを実感している次第でございます。河野議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう、努めてまいりますので、皆様方の御協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（河野 ゆかり君）

ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第6、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料①の3ページ、議会運営委員会委員名簿案のとおり、8人の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会条例第7条の規定により、正副委員長の選任等を行うため、ただいまから、4階第3会議室にて議会運営委員会を開催します。本会議は暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後3時05分 再開

【正副委員長互選の報告】

○議長（河野 ゆかり君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記から報告させます。

○書記長（光山 秀秋君）

御報告いたします。議会運営委員会委員長、寺田弘子議員、副委員長、吉田敏郎議員、以上でございます。

○議長（河野 ゆかり君）

ありがとうございました。

【議席の指定】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議場配付資料①の5ページ、議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、16番、篠原弘議員、及び18番、中村一夫議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第9、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第10、諸般の報告を行います。

議場配付資料①の7ページから12ページの「例月出納検査の結果について」のとおり、令和3年12月分から令和4年4月分までの例月出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第11、一般質問を行います。

一般質問は、議場配付資料①の13ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

花上喜代志議員の、発言を許可します。

花上喜代志議員。

○4番議員（花上 喜代志君）

横浜市選出の花上喜代志でございます。私は今期で、神奈川県後期高齢者医療広域連合の広域連合議会議員として6回目を迎えております。昨年私自身が後期高齢者ということになりました。広域連合の議員という立場だけではなく、自分自身が被保険者であるという立場も踏まえて、各議案の審議に臨んでまいりたいと思っております。

今年2月に始まったロシアのウクライナ侵略は、終結する気配が一向になく、日々世界の人たちの心に大変暗い影を投げかけていることを、大変残念に思っているところであります。こうしたウクライナ問題によって、資源大国ロシアの影響による石油をはじめとする世界的な物価高騰は、世界経済に大きな影を落としています。さらに、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による感染拡大と、今後の世界経済の回復の兆しが全く見通せない状況であります。

我が国においても例外ではなく、物価高騰がおさまる気配はありません。このような状況下、令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の窓口負担見直しがされることとなります。一定以上の所得がある後期高齢者は、医療費の窓口負担が1割から2割に引き上げられることとなっております。このような状況に対して、様々な国民の皆様方の意見が寄せられているところでもあります。そこで、まず、10月1日から導入される2割負担について、伺いたいのは、神奈川県内で2割負担になる対象者の全体の割合と、どれくらいの方々、人数になるのか、この点をまず伺いたいと思います。

10月から使用する被保険者証の発送はこれから行われると伺っています。新しい被保険者証が手元に届いて初めて、ご自身の窓口負担が1割から2割に増えたことを知って、困惑する高齢者の方が多いのではないかと思います。影響の大きい見直しであって、高齢者の皆様への広報・周知が極めて重要だと思います。昨年度の広域連合議会の際に、私からも指摘したところではありますが、これまでも、広域連合でも広報・周知に取り組んできていると思いますが、今回の窓口負担割合の見直しに対して、高齢者の皆様からどのような声が広域連合に届いているのか、また、今後、どのように広報・周知を行っていくのか、伺います。

この制度改正により、一定以上の所得がある方が2割負担に変更になりますが、厚生労働省の令和3年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告書を読みますと、後期高齢者の中で事業所得や給与所得のある人は、全国で6.8パーセントにすぎません。

2割負担が導入されますと、特に収入の手段が限られる高齢者にとっては、保険料の負担が大きくなると考えられます。そこで、今年度改定された保険料について、神奈川県保険料額はどのように設定され、その額は全国的にどのような水準にあるのか、伺いたいと思います。

今年から団塊の世代が後期高齢者医療に加入し始めていることもあり、被保険者数の増加とともに、全体の医療費も加速度的に増加し続けていくことが予想されます。また、一人当たりの医療費の減少もなかなか見通せません。結果として、今後も保険料額の上昇が避けられなくなり、高齢者への負担がさらに増えていくことをたいへん私も懸念しているところであります。増加する高齢者の医療費をどのように負担していくのか、これが、今後の後期高齢者医療制度の大きな課題の一つだと思います。そこで、保険料を含め、制度を支える財源の見込みをどのように考えているのか、また、国の負担をさらに求めるべきだと思いますが、この点についての広域連合長のお考えを伺いたいと思います。

今年で3年目となったコロナ禍や昨今の物価の高騰、そこに今回の窓口2割負担の導入も加わって、様々な負担増が後期高齢者の暮らしに重くのしかかってきております。このため、医療機関にかかりたくても受診を控えるのではないかという危惧の念が増大している状況がございます。今回の窓口負担見直しで、後期高齢者の受診控えが加速するのではないか、この点についての見解を伺います。

コロナ禍の終息が見通せない中で自宅にこもりがちになって、運動不足になったり、親しい人とのつながりが減っている高齢者が増えていると報道されています。加齢により心身の活力が低下し、介護が必要になる手前の状態のことを、フレイルというそうですが、コロナ禍の影

響等でフレイルを招いてしまわないよう、また、今後も高齢者の健康寿命の延伸とともに、医療費の増加の抑制につなげるためにも、保健事業の重要性がさらに高まっていると思います。高齢者の保健事業は、地域の特性等を踏まえて、主として市町村が実施している仕組みになっています。広域連合がその費用の一部を負担していますが、市町村での取組みを充実させていくためには、国の補助金など、財源確保の問題が極めて重要であります。そこで伺いますが、今後、コロナ禍の状況も含め、市町村とも連携して、どのような保健事業を実施して、後期高齢者の健康保持増進を推進していくおつもりか、また、国に対しても引き続き財政支援を求めていくべきと思いますが、見解を伺います。

最後に、後期高齢者医療制度の運営主体の問題について伺います。現在の制度は、平成 20 年の制度開始以来市町村及び県から派遣された職員で構成された、広域連合という特別地方公共団体が主体となって運営をしています。しかし、国において、国民健康保険と同様に後期高齢者医療制度についても、財政運営の主体を、都道府県とすることを検討すべきという意見が出されていると聞いておりますけれども、これについて、現制度において、県はどのような役割を持っているのか、また、制度の運営主体について今後の国の方向性やその意図していることは何なのか、このことについての見解を伺いたしたいと思います。

団塊世代のすべてが後期高齢者に移行するなど、いわゆる 2025 年問題が間近に迫る中、今回の窓口負担割合の見直しもそうですが、後期高齢者医療制度の開始以来の大きな転換期を迎えていると思います。超高齢社会において、高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、この医療制度は、欠くことができない社会基盤であると思います。そこで、きちんと維持、継続されていくことが今後も大切であります。先ほどお尋ねした医療費の財源問題や、高齢者の健康の保持増進など、様々な課題に対して、医療保険者である広域連合がその責務を果たし、市町村や県とも連携、協力して、制度を確実、適切に運営していくことが求められております。今後、国において議論が進められるようですが、私としては、日々窓口で高齢者と接し、身近な行政サービスを行う市町村と、県域全体の視点から必要な助言や援助を行う県が、それぞれの役割を踏まえつつ、混乱が生じないように、あくまでも高齢者ファーストで、運営主体をどうするかという議論も進めてほしいと考えます。後期高齢者医療制度が、引き続き県内 124 万人の高齢者の皆様のための適切な医療制度であり続けることを強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（河野 ゆかり君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地 克明君）

まず、県内で 2 割負担になる対象者の割合と人数について回答いたします。直近の見込みでは、2 割負担となる方は、県内の被保険者全体約 124 万人のうち、28%、34 万 3 千人となっております。

次に、窓口負担割合見直しに対し、どのような声が届いているかについて回答いたします。

制度施行後の負担割合を記載した被保険者証はこれから送付するため、現時点では負担割合の判定基準に関するお問い合わせやご自身が2割負担に該当するかというお問い合わせを多くいただいております。今後の周知、広報につきましては、10月以降ご利用いただく被保険者証の送付に併せて、全ての被保険者の皆様に改めて制度改正のお知らせを同封いたします。また、医療機関や高齢者施設等へポスターやリーフレットを配布するほか、コールセンターの拡充など、丁寧な周知、広報を図ってまいります。

次に、神奈川県保険料額はどのように設定され、その額はどのような水準にあるのかについて回答いたします。保険料の算定に当たりましては、団塊の世代が後期高齢者医療制度の被保険者に移行することに伴い、高齢者負担率が引き上げられ、保険料率の上昇の要因となりましたが、当広域連合としましては、剰余金を活用することで、令和2年度、3年度の保険料率と同程度の設定としたところです。全国における令和4年度、5年度保険料額ですが、当広域連合は高所得者の割合が高いため、平均保険料額は高くなるものの、同額の年金収入で比較すると、保険料額は全国平均を下回っております。

次に、保険料を含め財源の見込み、国の負担をさらに求めるべきではないかについて回答いたします。医療費が増加し続ける状況で、後期高齢者医療制度を安定的に持続させ、必要な医療を受けられるようにするには、財源確保は重要な課題です。そのために、さらに進む高齢化社会を見据え、公費、現役世代からの支援金、高齢者の負担する保険料について、適切なバランスで医療費が負担されることが必要だと考えております。引き続き、国に求めるべき負担は求めるとともに、負担能力に応じて、高齢者にも一定の御負担をいただくことはやむを得ないものと認識しております。今後、国においても、負担のあり方など総合的な議論が行われるものと承知しております。

次に、高齢者の受診控えについて回答いたします。見直しによる影響が大きい外来の受診について、急激な負担増を抑えるため、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3千円に収まるような配慮措置を高額療養費の一部として講ずることとしております。配慮措置については、対象となる方に、迅速かつ確実にいきわたるよう、今月中に、高額療養費の振込先口座が未登録の方に、事前申請について案内を行ってまいります。当広域連合としましては、国や県、市町村と連携し、配慮措置の内容や手続き等について、広報紙やホームページへの掲載、リーフレットの個別送付などを通じて丁寧に周知・広報を行い、被保険者の皆様に御理解いただくとともに、必要な受診の抑制につながらないよう努めてまいります。

次に、後期高齢者の健康保持増進の推進について回答いたします。高齢者の心身の多様な問題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保健事業の推進は大変重要であり、市町村との連携は不可欠であると認識しております。そのため、当広域連合としましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進しているほか、令和4年度には、各市町村の課題を踏まえた健診などの保健事業について、さらに支援するための補助金を新設しております。高齢者の方が、地域で健やかに過ごしていただけるよう引き続き市町村との連携を強化しつつ、健康の保持増進を図ってまいります。また、国に対しましては、全国後期高齢者医療広域連合

協議会を通じて、引き続き安定的な事業実施ができるよう、より一層の財政支援を要望しているところであり、今後とも継続してまいりたいと考えております。

次に、現制度における県の役割、制度の運営主体について回答いたします。まず、県の役割ですが、医療計画や医療費適正化計画等を策定し、医療提供体制の整備や、県域全体の調整などを担っております。後期高齢者医療制度の運営についても健全かつ円滑に行われるように、財政支援のほか、広域連合と市町村に必要な助言及び適切な援助をするものと法令で定められております。現在、国の基本方針において、持続可能な社会保障の構築として、医療費適正化計画の在り方の見直しや、県のガバナンス強化など、関連する医療保険制度等の改革を進めることが定められております。この方針の中で、県のガバナンス強化の中長期的な課題として、現在、広域連合で行われている後期高齢者医療制度の財政運営の主体の在り方について検討するとされており、今後の国の動向を注視してまいります。

○議長（河野 ゆかり君）

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員の発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜市会選出、日本共産党の白井正子です。まず、コロナ感染症対策についてです。新型コロナウイルスのオミクロン株B A. 5による感染拡大の第7波は、県内で死者が急増し、死者数が第6波を上回り過去最悪で、大半が70代以上とされています。クラスター発生件数も、過去最多で、うち高齢者福祉施設での発生が過去最多、重症化率は低いとされるオミクロン株でも高齢者や基礎疾患のある人ではリスクが高く、B A. 5は従来株に比べ、重症化率そのものが高いとされています。高齢者入所施設での感染者が軽症のため入院できず、その後、短期間で症状悪化により亡くなった例を保健所関係者から聞いており、医療のひっ迫、救急搬送の困難性、自宅療養者の急増等、事態は深刻です。神奈川県のかながわB A. 5対策強化宣言で対策が行われていますが、広域連合として、把握している実態はどうか、また、どう打開するのか、さきほど広域連合長の御挨拶の中でありましたが、改めて見解を伺います。

次に、後期高齢者の生活実態についての認識についてです。現在、全世代型社会保障の名で進められている政策は、その負担能力をすべての世代が公平に支える世代間扶助に限定づけており、真に負担能力のある大企業や富裕層などを含めていません。社会保障は制度として持続しても、限りなく縮小に向かい、現役で働き続けなければ生活が維持できない暮らし方になるというのが、全世代型社会保障のもたらすものです。こういった政策の下、後期高齢者医療制度での2022年度の焦点は、窓口負担2割化、2倍化が10月から強行されることです。2割負担の対象の年収は、単身世帯200万円以上、夫婦世帯320万円以上とし、2割負担となるのは75歳以上の約20%で約370万人が該当し、県内では全国最大の28.4%で33万人といわれています。負担増の総額が平年ベースで1,900億円、高齢者一人当たりの負担増は年間約5万2,000円、こういう負担を年金削減、消費税10%と物価高騰の中で強いることは、受診抑制を

深刻化させ高齢者の生存権を脅かすという点でも、景気の悪化という点でも、中止・撤回すべきです。

高齢者の収入の土台である公的年金の2022年度の支給額は0.4%削減で、2年連続引き下げで、10年間で6.7%の実質削減です。支出については、総務省の2020年家計調査についての専門家の分析では、消費支出に占める医療費の割合は、60歳未満は2.9%、60歳から69歳は4.1%、70歳以上では4.9%と、高齢になっても生活維持コストは減少せず、むしろ保健医療費などは上昇する、保険医療費は病院に行く回数が増え増加している、としています。高齢者の声の中には、物価高に加えて年金削減はとんでもない、加齢から病院通いも増え、家族から医者通いはやめろと邪魔者扱いされている、2割化でさらに自己負担額が増額される、というものもあり、高齢者の実感ではないでしょうか。介護保険での利用者負担の原則1割から2割への引き上げ、ケアプラン有料化、また、入院時の食事代・居住費等の引き上げなど、さらなる負担増が検討されていることに、不安の声を聞いています。高齢者の生活実態への認識を伺います。

また、2割化にあたっては、混乱のないよう準備を進めると先ほど伺いましたが、要望があります。3年間の配慮措置を講じるのは、負担増の影響が大きいことを認めているからですが、膝の痛みなどで通院している場合の年3万2,000円は配慮対象にならず、年6万4,000円に倍増、関節症と高血圧性疾患で通院する場合の年6万1,000円では、配慮措置で負担増分を月3,000円以下に抑えたとしても、年9万7,000円へと負担が増え、3年が過ぎたら年12万2,000円に膨れ上がります。容赦なく負担増を強いる痛みは、配慮では消せません。問題は複数の医療機関や調剤薬局等の場合、申請によりこれらを合算した1月当たりの負担増加額は3,000円を超える分は4ヵ月後を目処に後日償還されるという規定で、混乱のないよう申請の具体的な手続きについて周知徹底を要望しておきます。

次に、マイナンバーカードの保険証としての利用についてです。政府の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針2022では、新しい資本主義を大々的に打ち出し、その中の社会保障分野の取り組みでは、政府に総理を本部長とし関係閣僚により構成される医療DX推進本部を設置し、保険証の原則廃止をめざす、とされています。すでに、2021年からマイナンバーカードを健康保険証として使用可能にする健康保険法等改正も強行されています。

厚労省は、今年6月15日までに、省令のみで健康保険証を原則廃止しマイナンバーカードで診療をすすめる方針を実行する考えを示しました。日本共産党の宮本岳志衆院議員が同月14日に厚労省への聞き取りで判明したものです。宮本議員は、マイナンバーカードの取得は法律で義務化されていないのに、なぜ、医療については、取得が強制できるのか、と質問した際、厚労省側は、省令での改定を検討している、と回答、宮本議員は、なぜ、診療にわざわざマイナンバーカードなのか、という根本的な疑問に答えていないとして、国会での審議抜きで強制することを押し進めるなど大問題だと批判しています。任意であるマイナンバーカードのごり押しを進めるべきでないと思います。

受診では、オンラインで本人確認ができるようになるとされていますが、患者にメリットは

ありません。むしろカードを持ち歩く機会が増えることで紛失、盗難のリスクが高まり、既往歴など機微に触れる個人情報などの漏えいにつながる危険も払しょくできません。マイナンバーカードをもつての受診のリスクや混乱について、広域連合長の所感を伺います。

高齢者医療への国庫負担の抜本的増額について、応能負担の原則にそって保険料や税の負担を求めつつ、患者負担は低額に抑え、必要な医療を保障するのが公的医療制度の本来の在り方です。減らされてきた高齢者医療への国庫負担の抜本的増額が求められます。さらに、定着しているとされている後期高齢者医療制度は、かつての老人医療費無料制度としての老人健康保険制度に戻すことが求められますが、見解を伺います。

○議長（河野 ゆかり君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地 克明君）

まず、新型コロナウイルス感染症対策について回答いたします。現状のコロナ禍において、神奈川県で様々な感染症対策が、なされていると承知しております。当広域連合としましては、被保険者の皆様が安心して受診できるよう、後期高齢者医療制度の安定した運営に努めてまいります。また、国通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る、保険料の減免や、傷病手当金の支給を、実施しております。

次に、高齢者の生活実態について回答いたします。今回の2割負担導入は、負担増となる後期高齢者の方々の生活に支障がないよう、負担能力に応じた制度の見直しであると承知しております。また、急激な負担の増加を緩和するため、配慮措置も導入されます。白井議員がおっしゃったような、先ほどの配慮措置についての要望については、先ほど花上議員にもお答えしたように、対象となる方に迅速かつ確実に行き渡るよう、今月中に、高額療養費の振込先口座が未登録の方に、事前申請について案内を行ってまいります。これを確実に行っていきたくと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、マイナンバーカードの保険証としての利用について回答いたします。マイナンバーカードの健康保険証利用では、ICチップの中の電子証明書を使うため、マイナンバーは使われず、受診歴や健康診断、薬剤情報等のプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはないとされております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用は、特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境になるなど、被保険者本人や医療機関にとってメリットがあるものと認識しております。

次に、高齢者医療への国庫負担の抜本的増額について回答いたします。国の財政支援については、公費、現役世代からの支援金、保険料のバランスについて、高齢者だけが負担増とならないよう、令和3年7月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充することを要望しております。また、後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者の費用の負担割合を明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度であり、今後も維持すべきで

あると考えております。

○議長（河野 ゆかり君）

よろしいでしょうか。

【令和3年度債権放棄の報告について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第12、報告第1号、令和3年度債権放棄の報告について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

報告第1号について、御説明申し上げます。議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。「1趣旨」ですが、神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項の規定により、令和3年度に放棄した債権について、同条第2項の規定により御報告いたします。「2債権放棄の内容」ですが、債権の名称は、損害賠償金、放棄した債権の額は、18万3,033円、放棄した債権の件数は2件でございます。債権を放棄した理由ですが、条例第13条第1項第4号の時効期間の満了に該当したものでございます。説明は以上でございます。

【専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例）】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第13、報告第2号、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

報告第2号について、御説明申し上げます。議案説明資料の3ページ、資料2を御覧ください。「1 専決処分の理由」ですが、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、所要の規定を整理するため当該条例の一部を改正しました。引用する条項の整理をするもので独自の判断をする余地のないものであることから、専決処分としました。「2 改正の内容」ですが、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例で引用する「独立行政法人等」の定義について、引用元を改めました。「3 条例の施行日」ですが、令和4年4月1日です。なお、4ページに、条例の新旧対照表を、また、別冊の議案書の3ページから5ページに、改正条例等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第 14、議案第 9 号、神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

議案第 9 号について、御説明申し上げます。議案説明資料の 5 ページ、資料 3 を御覧ください。「1 条例改正の理由」ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の分割取得等について、所要の改正をするとともに、非常勤職員の育児休業等の取得要件について在職期間を考慮しないこととし、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるため、条例を改正します。「2 改正の内容」ですが、（1）育児休業の分割取得等に係る所要の措置（2）非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件の緩和（3）育児休業を取得しやすい勤務環境の整備でございます。「3 条例の施行日」ですが、令和 4 年 10 月 1 日を予定しております。なお、6 ページから 14 ページに、条例の新旧対照表を、また、別冊の議案書の 7 ページから 11 ページに、条例案等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野 ゆかり君）

議案第 9 号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 9 号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

【令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第 15、認定第 1 号「令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第 16、認定第 2 号「令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の 2 件を一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

認定第1号及び認定第2号について、令和3年度決算として一括して御説明申し上げます。一般会計、特別会計の決算につきまして、地方自治法の規定に基づき監査委員の決算審査に付し、意見書の提出がありましたので、議会の認定をいただきたく提案するものです。

まず、認定第1号ですが、議案説明資料の15ページ、資料4の一般会計決算の概要を御覧ください。「1 令和3年度決算の収支」ですが、収入総額 43億3,616万2,434円、支出総額37億3,455万785円、収支差引残額は、6億161万1,649円となっています。

次に「2 歳入について」ですが、項目ごとの決算額は(1)の総括表のとおりです。対前年度の増減額は、表の一番右下の欄になりますが、歳入全体で3億3,377万9千円、7.1%の減となっています。

1枚おめくりいただき、16ページを御覧ください。「3 歳出について」ですが、項目ごとの決算額は(1)の総括表のとおりです。対前年度の増減額は、表の一番右下の欄になりますが、歳出全体で250万8千円、0.1%の減となっています。

「4 基金の状況」ですが、「(1) 財政調整基金」については、令和3年度末の残高は、19億2,849万2千円となっています。「(2) 保健事業等支援基金」については、令和3年度末の残高は、21億7,579万8千円となっています。

次の17ページを御覧ください。「5 剰余金の状況」ですが、収支差引残額6億161万1,649円は、令和4年度に繰越しますが、そこから、国等へ返還予定の精算見込額などを差し引き、残りの3億3,252万9,882円を財政調整基金に積み立てる予定です。

続きまして、認定第2号ですが、議案説明資料の19ページ、資料5の特別会計決算の概要を御覧ください。「1 令和3年度決算の収支」ですが、収入総額1兆83億7,223万6,887円、支出総額9,872億5,603万4,584円、収支差引残額は、211億1,620万2,303円となっています。

次に「2 歳入について」ですが、項目ごとの決算額は(1)の総括表のとおりです。対前年度の増減額は、表の一番右下の欄になりますが、歳入全体で579億9,698万5千円、6.1%の増となっています。「(2) 歳入の補足説明」ですが、「保険料納付金」は、被保険者数の増加に伴い、前年度より9億496万円の増となっています。なお、令和3年度現年度分の保険料収納率は、99.58%となりました。

1枚おめくりいただき、20ページを御覧ください。「3 歳出について」ですが、項目ごとの決算額は(1)の総括表のとおりです。対前年度の増減額は、表の一番右下の欄になりますが、歳出全体で763億5,280万5千円、8.4%の増となっています。「(2) 歳出の補足説明」ですが、保険給付費は、被保険者数の増加、療養給付費等の増加に伴い、前年度より521億8,577万3千円の増となっています。また、参考として、関連する数値の推移を表で掲載しています。令和3年度の数値につきましては、それぞれ一番右の欄ですが、一つ目の表の「平均被保険者数」は、対前年度比1.5%増の117万6,121人、三つ目の表の「神奈川県の一人名あたり医療費」は、4.2%増の87万4,501円となっております。その結果、二つ目の表にお戻りいただき、療養給付費等の額は、5.8%増の9,412億円となりました。

次の21ページを御覧ください。「4 財政運営期間の状況」ですが、財政運営期間である令

和2年度、3年度の2年間について、保険料算定時の見込みと実績を比較した表を掲載しています。歳出の療養給付費等については、上から三つ目の表の一番右の囲みにありますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、保険料算定時の見込みより2年間で3.8%減の1兆8,306億円となっています。また、歳入の保険料等収納額については、四つ目の表にありますが、被保険者数が見込みを下回ったことなどから、算定時の見込みより、2年間で1.4%減の2,519億円となっています。

次に、「5 基金の状況」ですが、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金について、令和3年度末の残高は、表の一番右の欄にございますが、161億6,840万4千円となっています。なお、このうち160億円を活用して、令和4年度、5年度の保険料の負担を軽減することとしております。

1枚おめくりいただき、22ページを御覧ください。「6 剰余金の状況」ですが、収支差引残額211億1,620万2,303円は、令和4年度に繰越しますが、そこから、国等へ返還予定の精算見込額を差し引き、残りの40億2,850万4,545円を、先ほど申し上げました支払準備基金に積み立てる予定です。なお、別冊の議案書の13ページ及び15ページに議案書を、また、別冊資料として一般会計及び特別会計の決算書及び附属書類、及び令和3年度における主要施策の成果説明書、並びに監査委員からの決算審査意見書を提出させていただいておりますので、併せて御確認ください。

認定第1号及び認定第2号についての説明は以上でございます。よろしく御審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野 ゆかり君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、14ページの議案関連質問発言通告表のとおり、認定第1号については質疑の通告はありませんでしたが、認定第2号について、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜市会の白井正子です。高すぎる保険料での特別会計決算であり、認定には反対の立場から質問します。後期高齢者医療制度で、制度発足以来、75歳以上高齢者だけを囲い込んだ保険制度のため、被保険者の怒りと憤激に遭い、それを鎮めるために急きょ制度化した低所得者に対する保険料の軽減、いわゆる軽減特例を2017年度以降から段階的に縮小・廃止を続け、2020年度限りで全面的に廃止されました。決算年度の2021年度は、保険料の特例軽減措置が全面的に廃止された初年度です。この間、その分が、高齢者への保険料負担増となっています。年度ごとの実滞納者数は、2016年度が1万3,850人、2019年度が1万4,970人、2020年度が1万376人、2021年度が、8,052人です。軽減の縮小が始まってから3年目で実滞納者数が増えていることは保険料負担増の影響が表れていると見えます。2020年度からはコロナによる受診控えがあったことも影響していると思われます。滞納処分としての差し押さえ件数が、2016年度は

342件で、17年は556件、18年度は666件、21年度は661件と増えており、21年度はそのうちの半数が年金の差し押さえとなっており、軽減措置の廃止が高齢者の生活を脅かしていると考えます。軽減措置の廃止について高齢者の生活への影響をどう見ているのか、伺います。

決算年度の2021年度は、2022年度、23年度の保険料算定が行われた年度です。剰余金を保険料負担増抑制に使って、平均保険料は引き下がりましたが、財政安定化基金の取り崩し及び市町村からの拠出など、あらゆる手立てで更なる引き下げが必要でした。保険料負担増抑制の考え方を伺います。

疾病の早期発見、重症化予防を目的として、健康診査・歯科健康診査が行われています。早期発見・早期治療は医療費抑制、保険料軽減にもつながります。本広域連合として、受診率引き上げが目指されていますが、2021年度は県全体で健康診査の受診率は24.07%でした。市町村ごとに12%台から47%台までの開きもあり、全体を引き上げる手だてが必要です。受診率底上げのために2022年度は2億円の市町村への補助が新設されていますが、その考え方を伺います。

高齢期は、複数の慢性疾患を持ち、身心の活力が低下した状態のフレイル、認知機能低下、視力・聴力低下など加齢に伴う状態にもあり、後期高齢者の健診は2020年度から健康状態を総合的に把握できるよう、新たな質問票が使われています。健康状態、心の健康状態、食習慣、口腔機能、体重変化、運動、転倒、認知機能、喫煙、社会参加、ソーシャルサポートについて、15項目の質問です。新たな質問票の役割は高齢者の特性を把握し、高齢者のフレイルに対する関心を高め、生活改善を促す目的もあるとされています。一方、加齢に伴う聴力低下から補聴器使用につなげるためにも、高齢者の健診項目に聴力検査を加えてほしいとの要望も出されています。本広域連合も加わる全国後期高齢者医療広域連合協議会では、国に高齢者に適した健診項目の検討と財政措置を求めています。その考え方を伺います。

○議長（河野 ゆかり君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地 克明君）

まず、保険料の特例軽減措置が全面的に廃止されたことによる高齢者の生活への影響について回答いたします。保険料均等割額の特例軽減措置については、後期高齢者医療制度発足時から、暫定的な予算措置として実施されてまいりました。特例軽減措置の廃止は、少子高齢化が進展する中で、世代間の負担の公平を図り、支援金等を負担している現役世代の理解を得る観点からも、やむを得ないものと考えております。

次に、保険料負担増抑制の考え方について回答いたします。令和4年度、5年度の保険料率については、剰余金を活用して急激な負担増を緩和し、令和2年度、3年度と同程度といたしました。今後も被保険者の増加により、医療費の増加も見込まれる状況であり、当広域連合としましても保険料の増加抑制や医療費適正化に引き続き努めてまいりますが、負担能力に応じて、高齢者にも一定の御負担をいただくことはやむを得ないものと考えております。

次に、健康診査の受診率について回答いたします。後期高齢者の健康診査につきましては、

糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、重症化予防を目的として、市町村で実施しており、その経費に対して広域連合から補助を行っております。市町村においては、個別健診のほか、集団健診や休日健診を行うなど様々な形態で実施し、また、全対象者への受診券の発送を行うなど、地域の特性に応じて取組を行っております。今年度より新設した補助金につきましては、会場費や人件費のほか、未受診者に受診の勧奨を行う経費等を新たに対象としており、市町村への財政支援を更に拡充したものです。今後も市町村と連携して、受診しやすい環境の整備や、周知、啓発を実施し、県内全体の受診率の向上を図ってまいります。

次に、健康診査の項目と財政措置の考え方について回答いたします。健康診査の項目につきましては、国において、調査・研究などの結果から得られたエビデンスをもとに、後期高齢者の特性を踏まえた適切な見直しを行っていただきたいと考えております。また、財政措置につきましては、国庫補助における健康診査の基準単価に実態と乖離があることなどから、引き続き安定的な事業実施ができるよう、より一層の財政支援を要望しております。

○議長（河野 ゆかり君）

よろしいでしょうか。

これより討論に入ります。

認定第1号について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜市の白井正子です。県内の33市町村全てから支援金や拠出金が出されていますから、全市町村から審議に加われるよう議員定数を現行の20人から増やすべきです。また、発言時間一人1日15分という制限も改善すべきであり、毎回の定例会議会運営委員会で議会運営の改善のため継続審議を承認されているのに、改善策の議論がありません。マイナンバーの運用自体に賛成できないことから、認定できません。

○議長（河野 ゆかり君）

次に、寺田弘子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

寺田弘子議員。

○12番議員（寺田 弘子君）

相模原市の寺田弘子でございます。令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論をいたします。高齢者の健康づくりに積極的に取り組む市町村の保健事業を支援する長寿・健康増進事業では、健康教育や人間ドック等の費用助成、健康増進のために必要な事業への補助など市町村の保健事業拡大への適切な支出が見られました。また、令和4年第1回定例会におきまして質問いたしました、ジェネリック医薬品の利用促進の取組につきましても、利用差額の通知など高齢者の健康増進や年々増加する療養給付費の適正化を図るための取組についても、高く評価いたします。しかしながら、令和3年度、4年度におきまして事務処理ミスが続いており、再発防止の取組も活かされているか疑問に感じるところでございます。事務処理ミスが発生すればそれを修正しお詫びの通知を再度発送す

るなど、発生した追加費用も積み重ねれば歳出に大きな負担となり、また、市民の信頼も大きく損なう結果となります。各自治体での事務処理ミス防止に向けた連携や、委託先事業者へのミス防止の徹底など、今一度再発防止に向けた取組を進めていただくことを切に要望いたしまして、一般会計歳入歳出決算に賛成の意見とさせていただきます。

○議長（河野 ゆかり君）

以上ですので、認定第1号について討論を終結します。

なお、認定第2号について、討論の通告はありませんでした。

これより、順次、採決に入ります。

お諮りいたします。

まず、認定第1号を認定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号を認定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第17、同意第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。」とありますので、1番、磯部圭太議員の退席を求めます。

事務局に提案理由の説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

同意第1号について、提案理由を御説明申し上げます。

議場配付資料①の17ページを御覧ください。

広域連合議員のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに磯部圭太議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。

磯部氏の略歴は、18ページの履歴書のとおりでございます。監査委員の適任者と存じます。

選任について、議会の御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（河野 ゆかり君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第1号に同意することに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は同意することに決定しました。

退席中の磯部圭太議員の入場を許可します。

ただいま選任同意をしました、監査委員の磯部圭太議員から、御挨拶をお願いします。

磯部圭太議員。

○1番議員（磯部 圭太君）

ただいま、議員の皆様方から御賛同をいただき、監査委員に就任しました磯部圭太でございます。1兆円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性和重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から、監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じます。簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野 ゆかり君）

ありがとうございました。

【陳情】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第18、陳情第3号「10月からの後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施の中止または延期を求める意見書提出の陳情」、日程第19、陳情第4号「後期高齢者医療の健康診査の健診項目に聴力検査を加えることを求める意見書提出の陳情」について議題といたします。

議場配付資料①の19ページを御覧ください。これらの2件につきましては、慎重な審査が必要であるため、会議規則第136条及び第141条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後4時16分 休憩

午後4時45分 再開

【委員長報告（陳情第3号及び第4号）】

○議長（河野 ゆかり君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18及び第19、陳情第3号及び第4号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

寺田弘子議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（寺田 弘子君）

ただいま議題となりました陳情第3号及び第4号について、議会運営委員会における審査の結果を御報告申し上げます。議場配付資料②の1ページを御覧ください。委員会にて審査のう

え採決を行いましたところ、陳情第3号については、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号については、不採択とすべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（河野 ゆかり君）

ありがとうございました。

ただいま議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたので、陳情第3号から順次、審議いたします。まず、陳情第3号について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

75歳以上の医療費2割化反対実行委員会から出された陳情です。国へ2割化中止を求める請願署名運動も県内で大きくなっており、10月から使用する保険証は、広域連合からは現時点では発送されておらず、中止または延期を求める国への意見書提出は可能と思いますので、採択を主張します。

○議長（河野 ゆかり君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第3号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆様のご起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

続いて、陳情第4号について討論に移ります。

本件については、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

全日本年金者組合神奈川県本部から出された陳情です。厚労省は、令和2年度健康増進等事業において、自治体における難聴高齢者の社会参加に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究を行い、提言をしています。それには、難聴を早期に発見する仕組みを構築することをあげて、高齢者全年齢層を対象とした聴力検診にも触れています。自治体の取組が進むためにも、国による制度創設が求められます。国の動きを後押しするためにも、本広域連合議会から意見書提出が求められます。採択を主張します。

○議長（河野 ゆかり君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第4号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆様のご起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の3ページから5ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。お諮りいたします。

本件につきまして、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（河野 ゆかり君）

この際、お諮りいたします。本定例会の議決の結果、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（河野 ゆかり君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地 克明君）

本日は、限られた時間の中ではございましたが、皆様より熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本日の審議内容を踏まえまして、県内123万人を超える被保険者の方々が必要な医療を受け

ることができるよう、また、住み慣れた地域でできる限り長く自立した生活を安心して送っていただけるよう、医療保険者としての責務を全力で果たしていく所存でございます。

加えて、先ほど寺田議員から決算認定に係る賛成討論の中で、事務処理誤りへの真摯な対応の必要性に関して御指摘をいただいたところですが、こちらにつきましても重く受け止めるとともに、引き続き県内にお住いの皆様から信頼される広域連合を目指し、適正な事務執行に取り組んでまいります。

開会の御挨拶でも申し上げましたが、このコロナ禍を克服できるかについても、高齢者の方々に安心していただける医療、保険体制を御用意できるかどうかにもかかっていると思っています。当広域連合はその根底を支える屋台骨の一つとして、課されている責任を深く自覚するとともに、議員の皆様方におかれましても、引き続きその御見識により御指導と御協力をお願い申し上げる次第です。

本日は、お忙しい中、皆様には御出席いただき誠にありがとうございました。以上を持ちまして、私からの本定例会の閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（河野 ゆかり君）

これもちまして、令和4年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力いただき、誠にありがとうございました。

午後4時55分 閉会

○議決結果等

議案	件名	結果
議案第9号	神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
認定第1号	令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第2号	令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
同意第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第3号	10月からの後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施の中止または延期を求める意見書提出の陳情	不採択
陳情第4号	後期高齢者医療の健康診査の健診項目に、聴力検査を加えることを求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長 花上 喜代志

議長 河野 ゆかり

議員 篠原 弘

同 中村 一夫